

# 個別的労使紛争のあっせん

～労働者個人と使用者の間のトラブルの解決を支援します～

北海道労働委員会では、道内の各総合振興局に設置しています中小企業労働相談所等と連携して、労働条件その他労働問題に関する個々の労働者との間の紛争（個別的労使紛争）の「あっせん」を行っています。

どうぞ、お気軽にご利用ください。

あっせん制度の詳細は北海道労働委員会のホームページをご覧ください。

(北海道労働委員会のアドレス)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>